⑷　「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６））の⑷の欄の金額と地方法人税の申告書（別表１）の⑺の欄の金額から法人税の明細書（別表６（５の２））の⑻の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額を記載すること。

［⑸　略］

４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

［⑴　略］

⑵　「控除対象所得税額等相当額②」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６）付表）の㉛の欄の金額を記載すること。

⑶　「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６））の⑶の欄の金額を記載すること。

⑷　「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６））の⑷の欄の金額と地方法人税の申告書（別表１）の⑺の欄の金額から法人税の明細書（別表６（５の２））の⑻の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額を記載すること。

［⑸　略］

⑹　「各市町村ごとに算定した法人税割額⑭」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「２以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

５　内国法人が法第53条第37項及び第321条の８第37項の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載すること。

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第㈡㈡条・第十条の㈡関係）

［様式　別紙六十四　挿入］

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第㈡㈡条・第十条の㈡関係）

［様式　別紙六十六　挿入］

第７号の２様式記載要領

１　この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第53条第38項及び第321条の８第38項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第６号様式、第６号様式（その２）若しくは第６号様式（その３）の申告書又は第10号の３様式の更正請求書に添付する場合は（その２）により、それ以外の場合は（その１）によること。なお、（その２）は（その１）に代えて使用して差し支えないものであること。

［２　略］

⑷　「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６））の⑷の欄の金額と地方法人税の申告書（別表１）の⑺の欄の金額から法人税の明細書（別表６（５の２））の⑻の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額又は地方法人税の明細書（別表２付表３）の⑯の欄の金額を記載すること。

［⑸　同左］

４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

［⑴　同左］

⑵　「控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額②」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６）付表）の㉛の欄の金額を記載すること。

⑶　「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６））の⑶又は令和５年旧法人税の明細書（別表17（３の６））の⑾の各欄の金額を記載すること。

⑷　「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６））の⑷の欄の金額と地方法人税の申告書（別表１）の⑺の欄の金額から法人税の明細書（別表６（５の２））の⑻の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額又は地方法人税の明細書（別表２付表３）の⑯の欄の金額を記載すること。

［⑸　同左］

⑹　「各市町村ごとに算定した法人税割額⑭」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「２以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

５　内国法人が法第53条第37項及び第321条の８第37項又は令和２年旧法第53条第25項及び第321条の８第25項の規定の適用を受ける場合には、この表に所要の調整をして記載すること。

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第㈡㈡条・第十条の㈡関係）

［様式　別紙六十㈡　挿入］

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第㈡㈡条・第十条の㈡関係）

［様式　別紙六十五　挿入］

第７号の２様式記載要領

１　この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第53条第38項及び第321条の８第38項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第53条第26項及び第321条の８第26項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第６号様式、第６号様式（その２）若しくは第６号様式（その３）の申告書又は第10号の３様式の更正請求書に添付する場合は（その２）により、それ以外の場合は（その１）によること。なお、（その２）は（その１）に代えて使用して差し支えないものであること。

［２　同左］